

第 2 7 号議案

東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の改正に伴い、あわ野山荘の使用者に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例（昭和52年
4月台東区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「中学校及び中等教育学校前期課程の生徒」を「学
校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢生
徒」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。